

民間手法導入による財政的効果(施設型給付について)

○施設型給付(委託費)の体系【無償化前】

		民間園	公立園
公定 価格 (※)	施設型給付 (委託費)	国負担：1/2 県負担：1/4 市負担：1/4	市負担 (国、県からの給付なし)
	国基準 利用者 負担額	市単独負担分 市基準利用者負担額	市単独負担分 市基準利用者負担額

※公定価格とは、子ども一人あたりの教育・保育に通常要する費用を基に算定され、職員の人件費、施設の管理費ほか保育サービスの提供に必要な費用

⇒ 園運営に必要な費用

民間手法導入による財政的効果(施設型給付について)

○施設型給付(委託費)の体系【無償化後】

		民間園	公立園
公定価格 (※)	施設型給付 (委託費)	国負担：1/2	市負担 (国、県からの給付なし)
		県負担：1/4	
		市負担：1/4	
	従来の 利用者 負担額	国負担：1/2	市負担 (国、県からの給付なし)
		県負担：1/4	
		市負担：1/4	

※公定価格とは、子ども一人あたりの教育・保育に通常要する費用を基に算定され、

職員の人件費、施設の管理費ほか保育サービスの提供に必要な費用

⇒ 園運営に必要な費用



民間手法導入による財政的効果(施設型給付について)

○民間手法導入による財政的効果

仮に、公立27園（保育園23園、幼稚園2園、こども園2園）を
民間移管した場合

⇒国及び県からの給付額（施設型給付＋従来の利用者負担額）を試算

給付額(国) : 1,169,784(千円)

給付額(県) : 584,391(千円)



17.5(億円/年)の歳入増